## 宮城県食育推進会議委員名簿

(五十音順, 敬称略 H23.3 現在)

委員氏名	所属団体・役職名	備考
伊 藤 暢 彦	公募委員	
伊 東 玲 子	宮城県高等学校長協会(宮城県松山高等学校長)	
尾本満雄	宮城県農業協同組合中央会営農農政部次長	
加藤房子	宮城県生活協同組合連合会常務理事	
鎌田均	宮城県中学校長会(利府町立利府中学校長)	
佐々木 賢 司	宮城県PTA連合会副会長	
佐々木 寿美子	宮城県食生活改善推進員連絡協議会副会長	
鈴 木 宏 明	社団法人宮城県歯科医師会地域保健医療委員会副委員長	
鈴 木 美知恵	社団法人宮城県栄養士会理事	
髙 橋 真佐子	宮城県小学校長会(多賀城市立多賀城八幡小学校長)	
平塚捷幸	宮城県漁業協同組合指導担当理事	
平本福子	宮城学院女子大学教授	会 長
藤本由紀子	宮城県保育協議会(亘理町立亘理保育所技術主幹)	
三浦 さき子	みやぎグリーン・ツーリズム推進協議会幹事	
三浦充帆	公募委員	
横山義正	社団法人宮城県医師会常任理事	
若 生 裕 俊	特定非営利活動法人スローフードジャパン会長	副会長

## 食育推進会議条例

平成十八年三月二十三日 宫城県条例第三十一号

(設置)

第一条 食育基本法(平成十七年法律第六十三号)第三十二条第一項の規定に基づき、宮城県食育推 進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(組織等)

- 第二条 推進会議は、委員二十人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。
  - 一 学識経験を有する者
  - 二 食育の推進に関係する団体の役員又は職員
  - 三 関係行政機関の職員
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の 残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第三条 推進会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。
- 2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第四条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 推進会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第五条 推進会議は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門家に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に 諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略